

議案第 23 号

**東近江市国民保護協議会条例及び東近江市国民保護対策本部及び  
東近江市緊急処理事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定  
について**

東近江市国民保護協議会条例及び東近江市国民保護対策本部及び東近江市緊急処理事態対策本部条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

# 東近江市国民保護協議会条例及び東近江市国民保護対策本部及び東近江市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

(東近江市国民保護協議会条例の一部改正)

**第1条** 東近江市国民保護協議会条例（平成18年東近江市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

(東近江市国民保護対策本部及び東近江市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

**第2条** 東近江市国民保護対策本部及び東近江市緊急対処事態対策本部条例（平成18年東近江市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）の施行の日から施行する。